

第4 その他林業労働力の確保の促進に関する事項

1 事業主の認定基準

林業事業主は、本基本計画に示された目標に向けて法第5条により、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善、及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置について、単独、複数または支援センターと共同して行う改善措置計画を作成し、知事に申請して認定を受けることができる。

本県における「認定事業主」の認定基準は以下のとおりとする。

(1) 第1期認定基準

1) 雇用管理の改善

雇用管理の改善計画を効率的に推進するとともに、計画期間内に雇用管理者を選任し、5人以上の林業労働者を通年雇用する事業主であること。(計画申請時に3人以上の林業労働者を通年雇用していること)

注) 林業のほかに事業目的を有する事業体における林業労働者とは、年間の従事日数の1/2以上を林業労働に従事しており、かつ110日を下回らない者とする。

2) 経営基盤の強化

経営基盤の強化を図るため、高性能林業機械の導入など生産性の向上に取り組むこと。

(2) 第2期以降認定基準

前期計画期間の終了日を基準日として、以下をはじめとする基本計画の基準が満たされていること。

1) 林業労働者を5人以上雇用していること。

- ・ 5人以上の林業労働者はすべて期間の定めのない雇用従事者か通年雇用の者であること。
- ・ 5人以上のうち3人以上は期間の定めのない雇用従事者であること。

2) 法第30条第1項及び第31条の努力義務が履行されていること。

- ・ 雇用管理者を選任し、労働者の募集・採用・教育訓練等に係る業務を行っていること。
- ・ 雇入通知書を労働者に交付していること。

3) 労働者の人数にかかわらず、労働基準法第89条の「就業規則」が作成されていること。

4) 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職金共済(中退共もしくは林退共)のすべてに加入していること。

2 群馬県林業労働力確保支援センターの実施業務

支援センターは、法に基づき以下の業務を行う。

(1) 新規就業者の雇用の促進に関すること

- 1) 新規就業支援事業「雇用管理改善」【厚生労働省→全森連→支援センター】
 - ・就業相談
 - ・林業体験会
 - ・林業事業体の雇用情報の収集及び提供
- 2) ぐんま林業学校（基礎研修）【県】
 - ・就業相談
- 3) 就業ガイダンス（緑の雇用）【林野庁→全森連→県森連】
 - ・就業相談
- 4) 情報提供・啓発活動
- 5) その他就業支援に関すること

(2) 林業従事者の育成・技術向上に関すること

- 1) 森林整備担い手対策事業による育成支援【県→支援センター】
 - ・高性能林業機械技能者養成等、技術・技能の向上支援
 - ・緑の雇用現場技能者育成支援
- 2) その他林業従事者の育成・技術向上に関すること

(3) 林業事業体の雇用管理の改善に関すること

- 1) 新規就業支援事業「雇用管理改善」【厚生労働省→全森連→支援センター】
 - ・雇用管理セミナー及び雇用管理者研修
 - ・巡回相談の実施及び雇用管理改善に関する情報提供・指導
 - ・雇用管理改善モデル支援の実施
 - ・就業支援地域アドバイザー会議への参加
- 2) 改善措置状況の把握・改善指導【県・支援センター】
 - ・改善措置実施状況報告の確認
 - ・雇用管理改善指導
- 3) 就業直後の支援【森林・緑整備基金】
 - ・支度金助成
 - ・住宅手当支援
 - ・移転料支援
- 4) 高性能林業機械借用補助【県・森林・緑整備基金→支援センター】
 - ・労働負荷の軽減とコスト縮減を目指すための機械リース
- 5) 林業労働安全衛生の確保【森林・緑整備基金】
 - ・蜂刺アレルギー症対策
 - ・高機能安全装具導入促進
 - ・資格取得促進
- 6) その他雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するために必要な業務

(4) 林業事業体の雇用管理や人材育成の充実に関する事業

- 1) 林業労働力確保支援センター全国協議会への参加
- 2) その他雇用管理や人材育成の充実に必要な業務

(3) 群馬県林業労働力確保支援センターの運営に関すること

- 1) 認可申請事務（法20条）
 - ・事業計画書及び収支予算書の認可申請
 - ・事業報告書、貸借対照表、収支計算書及び財産目録の提出
- 2) 支援センター業務の予算・決算等の経理（法第21条）

3 その他林業労働者の雇用促進に関連して取り組むべき事項

(1) 関係機関との連携強化

県の主要施策との関連性を考慮し、県の関係各課との連携を強化して情報の収集や提供を積極的に行い、林業従事者の確保や育成、定着に関する活動を多方面に拡大して取り組む。

- 1) 交流・移住・定住促進（地域政策課）
 - ・ぐんま暮らし連絡協議会への参加
 - ・移住定住フェアへの就業相談ブース出展
 - ・ぐんまちゃん家やふるさと回帰支援センターでの就業相談
- 2) 女性の活躍推進（人権男女・多文化共生課）
 - ・職場での活躍応援
- 3) 家族の理想実現（少子化対策・青少年課）
 - ・次世代育成支援対策事業実行計画への参加
- 4) 若者の雇用対策（労働政策課）
 - ・Gターン連絡協議会への参加
 - ・就業面接会・相談会の共同開催
 - ・ジョブカフェぐんまの活用

(2) 一体的・総合的に支援活動を推進する体制強化

支援センターは、法において、林業労働者の募集から就業、就業後の育成・定着までの一連の事業と、事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化の促進と併せて一体的かつ総合的に実施することが求められることから、県内で一箇所に限り指定することとしている。

本県では、法律に基づき群馬県森林・緑整備基金を支援センターとして指定しているが、人材育成は群馬県森林組合連合会、労働安全衛生に係る取組は林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部が担っている。

このため、地域や林業事業体のニーズを機動的に汲み取り、一体的かつ総合的な支援を機動的、効果的、効率的に実施できる体制について検討・整備する必要がある。